

一般社団法人 秋田県労働基準協会 役員報酬規程

第1条 一般社団法人 秋田県労働基準協会の役員に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 役員に対しては、報酬・退職金は支給しない。
ただし、事務局長など事務局職務を兼務する場合には、就業規則に定める賃金及び退職金を支給する。

第3条 役員が職務により出張する場合には、職員旅費規程を準用して旅費を支払うことができる。

第4条 役員の在任は70歳までとする。ただし、特別の事情がある場合で会長が必要と認めた場合には、これを75歳までとすることができる。

付 則

この規程は、平成16年5月10日から施行する。